

## GS MLPインフラ関連証券ファンド

(愛称：ザ・シェール)

毎月決算コース／年2回決算コース

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2024.2.10

(注)「ザ・シェール」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

G S M L P インフラ関連証券ファンド 毎月決算コースおよび G S M L P インフラ関連証券ファンド 年 2 回決算コースは、繰上償還の手続きを実施いたします。お申込みに際しては、下記のお知らせをお読みください。

### <信託終了（繰上償還）予定のお知らせ>

「G S M L P インフラ関連証券ファンド 毎月決算コース」および「G S M L P インフラ関連証券ファンド 年 2 回決算コース」（以下、総称して「本ファンド」といいます。）につきまして、現在、受益権総口数が信託約款に定められた信託契約の解約の基準である30億口を下回る状況が継続しております。今後も本ファンドの資産規模の拡大が見込み難しく、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し2024年4月24日をもって信託の終了（繰上償還）を予定しておりますので、お知らせいたします。

この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。本決議にかかる議決権の行使は、2024年2月14日現在の受益者の方（2024年2月9日までに購入の申込みをされた方を含みます。）を対象とし、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、可決の場合には2024年4月24日をもって信託を終了する予定です。上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

なお、2024年2月10日以降にご購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、上記の書面決議における議決権はございません。

#### 信託終了に係る書面決議の手続きおよび日程について

①基準日（受益者の確定）	2024年2月14日（水）
②書面による議決権の行使の期限	2024年3月19日（火）
③書面による決議の日	2024年3月21日（木）
④信託終了（繰上償還）日（予定）	2024年4月24日（水）

本書面決議の結果、2024年4月24日に信託終了（繰上償還）する場合、ご購入および換金（スイッチングを含む）のお申込みは2024年4月16日までとします。ただし、最終の購入申込日は販売会社によっては異なる場合があります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。

お申込みに際しては、上記につきご留意くださいますようお願いいたします。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	毎月決算コース：年12回(毎月) 年2回決算コース：年2回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS MLPインフラ関連証券ファンド 毎月決算コースおよびGS MLPインフラ関連証券ファンド 年2回決算コース(以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月9日に関東財務局長に提出しており、2024年2月10日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- GS MLPインフラ関連証券ファンド 毎月決算コースを「毎月決算コース」、GS MLPインフラ関連証券ファンド 年2回決算コースを「年2回決算コース」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：5兆4,517億円(2023年11月末現在)

資本金：4億9,000万円(2024年2月9日現在)

グループ資産残高(グローバル)：2兆4,573億米ドル(2023年6月末現在)

## ファンドの目的

主に米国およびカナダを中心としたエネルギー・インフラ関連企業の上場株式等 (MLPを含みます。)に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1 主に米国およびカナダの金融商品取引所に上場するMLP (マスター・リミテッド・パートナーシップ)、MLP関連証券およびエネルギー・インフラ関連企業の株式等に投資を行います。

MLPにはETF、ETN等を含みます。MLP関連証券にはMLP投資会社の株式等を含みます。

多くのMLPは投資家(ファンド)が米国で税務申告を行う必要がありますが、本ファンドでは、通常の株式と同様の税制(配当金に対する源泉分離課税のみ)が適用されるMLPに投資します。

- 2 川中(エネルギー・インフラ)事業を中心としつつ、川上および川下事業を含めた幅広いエネルギー関連銘柄の中から、相対的に高い配当利回りと成長が期待できる銘柄に着目してポートフォリオを構築します。

- 3 原則として為替ヘッジを行いません。決算頻度が異なる毎月決算コースと年2回決算コースからお選びいただけます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下、「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、有価証券の運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

# 1 主に、米国およびカナダの金融商品取引所に上場するMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)、MLP関連証券およびエネルギー・インフラ関連企業の株式等に投資を行います。

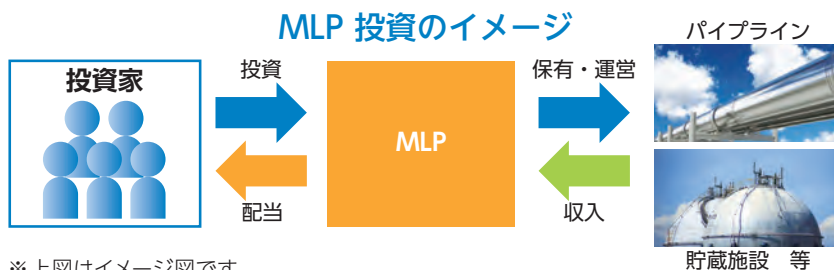
MLPにはETF、ETN等を含みます。MLP関連証券にはMLP投資会社の株式等を含みます。多くのMLPは投資家(ファンド)が米国で税務申告を行う必要がありますが、本ファンドでは、通常の株式と同様の税制(配当金に対する源泉分離課税のみ)が適用されるMLPに投資します。

## MLPとは

MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)とは、1980年代に始まった米国の共同投資事業形態のひとつです。

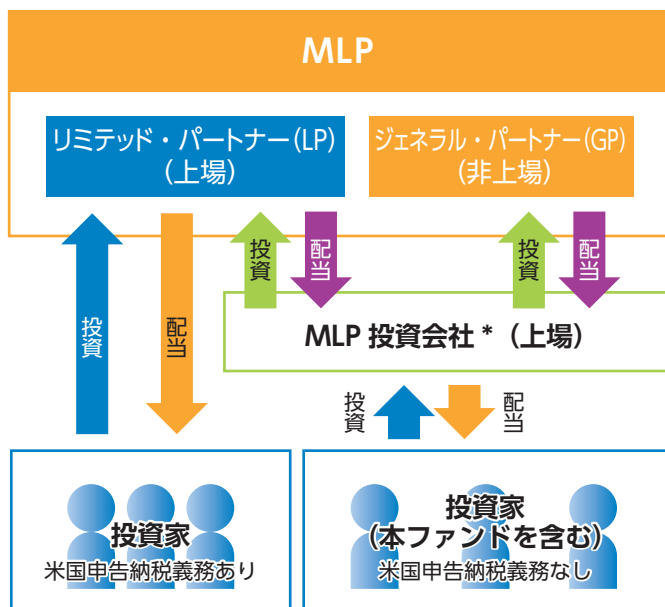
投資家の出資金を投資することにより、MLPは一般的にパイプラインや貯蔵施設等のエネルギー・インフラを保有しています。そのインフラを利用するエネルギー関連会社等から得られる施設利用料等が、MLP投資家に配当として還元される仕組みです。

MLPの出資持分については、株式やリート(不動産投資信託)と同様に、米国の金融商品取引所において取引することができ、米国のエネルギー・インフラに対する需要の高まりとともに市場が拡大してきました。



※上図はイメージ図です。

## MLPの構造と本ファンドの投資対象



MLPは、ジェネラル・パートナー(GP)とリミテッド・パートナー(LP)から構成されます。GPは一般的にMLP全体の2%程度の出資を行い、MLPの経営権を有しますが、その持分は一般的に非上場です。一方で、LPは残りの出資を行い、多くの場合、その持分は金融商品取引所に上場されています。

GP持分に対しては、GPを所有する企業(「MLP投資会社」といいます。以下同じ。)の株式に投資することで、実質的に投資するという方法があります(なお、一般的にMLP投資会社は、LP持分にも投資を行います)。GPは、MLPの業績が悪化した場合等においてはより大きなリスクを負う一方、一定の条件下でLPより多くの配当を受ける権利を有することがあり、MLP投資会社への投資を通じて、その恩恵を享受することが可能です。

上場されているMLP投資会社の株式は、米国の税務上、通常の株式と同様に源泉徴収税の対象となり、申告納税の義務がありません。

本ファンドは、米国申告納税義務のあるLP持分への直接投資は行わず、主としてMLP投資会社の株式への投資を通じて、MLPへの投資成果を追求します。

\*会社ではなくパートナーシップ形態の場合もあります。本ファンドは、MLP投資会社に加え、申告納税義務のない一部のMLP(非米国登記のリミテッド・パートナー)に直接投資する場合があります。



**2** 川中(エネルギー・インフラ)事業を中心としつつ、川上および川下事業を含めた幅広いエネルギー関連銘柄の中から、相対的に高い配当利回りと成長が期待できる銘柄に着目してポートフォリオを構築します。

### 米国のエネルギー産業

- エネルギー産業は、川上・川中・川下の3つの事業に大別されます。
- 川中事業は、商品市況の影響を直接受けにくく、生産量の増加により収益が拡大する安定的なビジネスモデルを有します。

## 川上事業

### エネルギー資源の探鉱・開発・生産

- 主な収益の変動要因=「商品価格」+「生産量」



## 川中事業(エネルギー・インフラ)

### パイプライン、貯蔵施設など インフラの運営

- 主な収益の変動要因=「輸送量・生産量」

### 安定的なビジネスモデル

- 長期契約
  - ・長期契約によりキャッシュフローが安定化
- 高い参入障壁(高い競争力)
  - ・大規模な設備投資が必要なインフラ施設
  - ・インフラ施設の建設には原則当局の承認が必要
- 強いインフレ耐性
  - ・インフレ率に連動する使用料体系



## 川下事業

### 石油精製、化学製品などの製造・販売

- 主な収益の変動要因=「原料(商品)価格と製品価格の差(マージン)」+「生産量」

※原油相場が大幅に下落する場合には、MLP、MLP関連証券およびエネルギー・インフラ関連企業の株式等の価格がその収益動向にかかわらず大きく下落する可能性がありますのでご注意ください。

上記は、一般的なエネルギー産業に関する特徴を記載したものであり、すべてにあてはまるものではありません。

## ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのエネルギー&インフラストラクチャー運用チームが行います。同チームは、ファンダメンタル株式運用グループやグローバル債券・通貨運用グループと連携し、情報の共有化、運用の効率化を図っています。

ポートフォリオ構築にあたっては、エネルギー・セクター全般の動向の把握およびエネルギー・インフラ・セクターの分析に加え、ボトムアップの個別銘柄選択を合わせた投資プロセスを採用しています。

- エネルギー・セクターの特性と当運用チームの優位性を考慮した柔軟な投資アプローチ
- エネルギー・インフラは、単なる実物資産の集合体としてではなく「会社」として評価(キャッシュフローに基づくバリュエーション分析、財務基盤の負債に着目、株式の多面的分析手法を導入)
- ロケーションが良く良質な資産、強靱な財務基盤、経験豊富な経営陣を有する銘柄を選好
- 近視眼的になることを避け、インフラ資産を評価分析するためにエネルギー・セクター全体の視点から評価分析を実施

## 運用プロセス

### 1. エネルギー・セクター全般の動向の分析

マクロ動向分析	業界の設備投資 および生産の動向	地域別の需給バランス
---------	---------------------	------------

### 2. エネルギー・インフラ・セクターの分析・配分

トップダウンのセクター選定	商品別配分 (石油、天然ガス、天然ガス液)	事業別配分 (パイプライン、加工、貯蔵)	地域別配分
---------------	--------------------------	-------------------------	-------

### 3. 個別銘柄の選定

ボトムアップの銘柄選定	経営陣 ■ 資本配分 ■ 事業執行能力 ■ インセンティブ	財務基盤 ■ レバレッジ ■ 債務構成 ■ GP持分	期待リターン/ バリュエーション ■ 期待配当利回り ■ 期待トータル・ リターン ■ EV/EBITDA	テクニカル ■ 流動性 ■ 浮動株比率 ■ 投資家動向
-------------	----------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

上記運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。上記運用体制および運用プロセスは変更される場合があります。

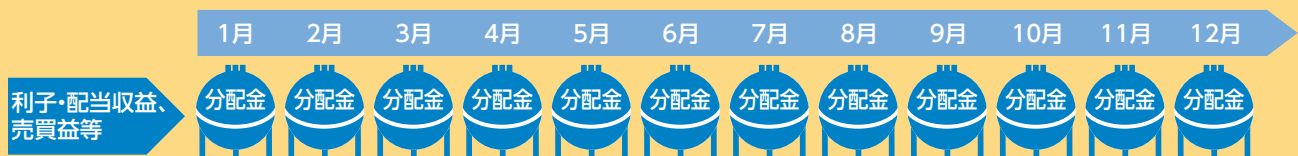
### 3 決算頻度が異なる毎月決算コースと年2回決算コースからお選びいただけます。

#### ファンドの配分方針について

##### 毎月決算コース

原則として、毎月の決算時(毎月11日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 年2回決算コース

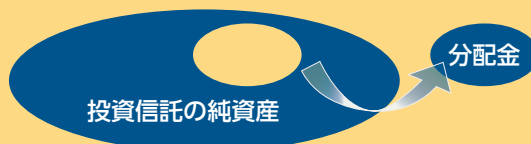
原則として、年2回の決算時(毎年5月11日および11月11日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

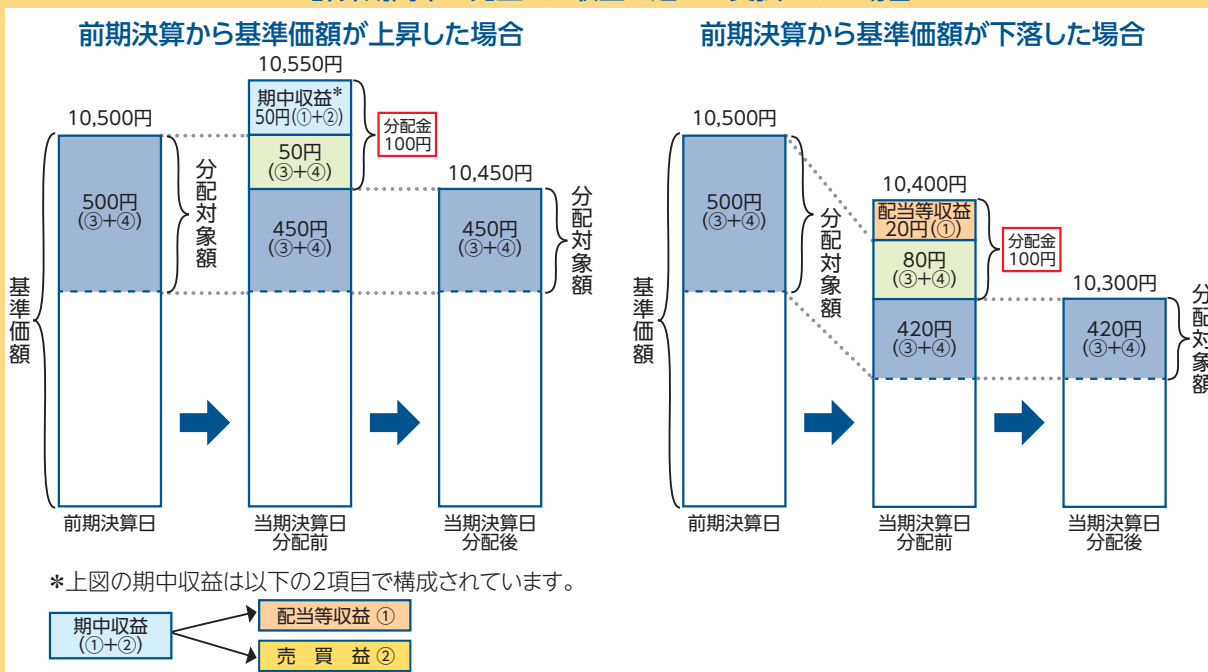
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

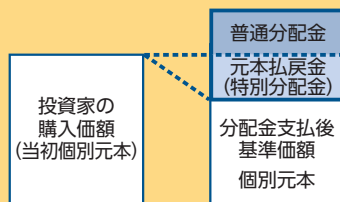


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

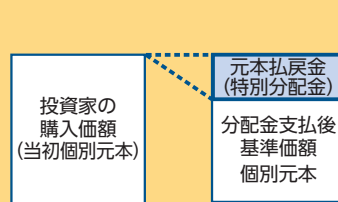
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

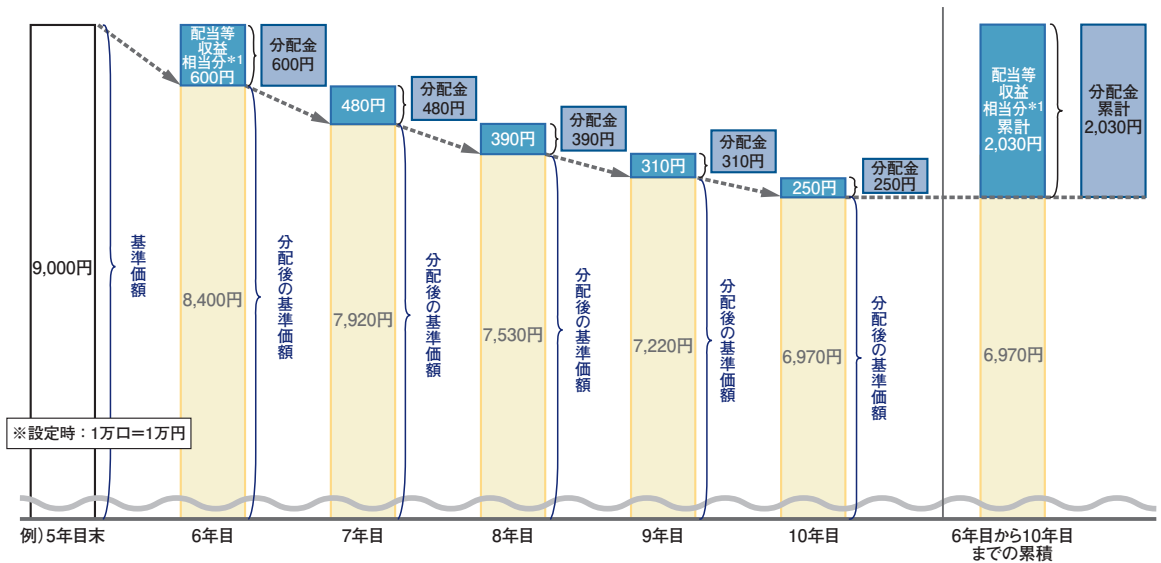
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

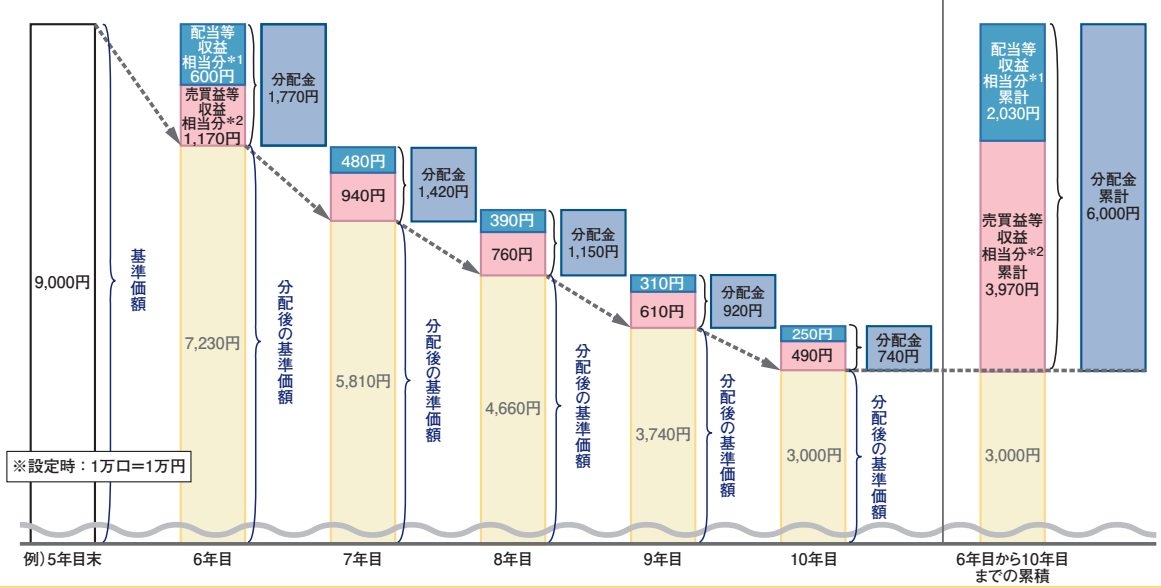
① 配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



\*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

\*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

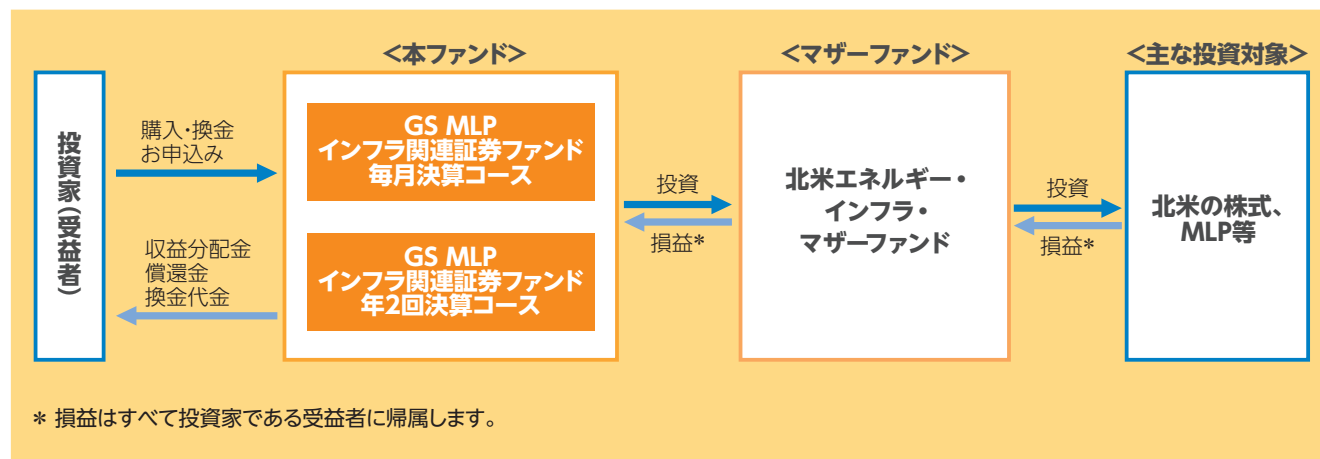
上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

### ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニーもしくはこれらと類似するものに対する出資持分を表章するもの等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・集中投資リスク)

本ファンドは、北米を中心としたエネルギー関連企業の株式、MLPおよびMLP関連証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式・MLP等の投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式・MLP等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に北米を中心としたエネルギー関連企業の株式・MLP等の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重を置いて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くより大きなリスクがあると考えられます。エネルギーや天然資源の価格動向、需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、株式・MLP等の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式等の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



#### MLPおよびMLP関連証券への投資リスク

MLPおよびMLP関連証券の価格は、大規模な設備投資等を行うため、MLPの事業を取り巻く環境や資金調達動向、金利変動等の影響を受けて変動します。本ファンドが組入れるMLPの価格の下落やMLPに関連する法律・税制等の変更により、本ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。



#### 為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。



## 参考情報

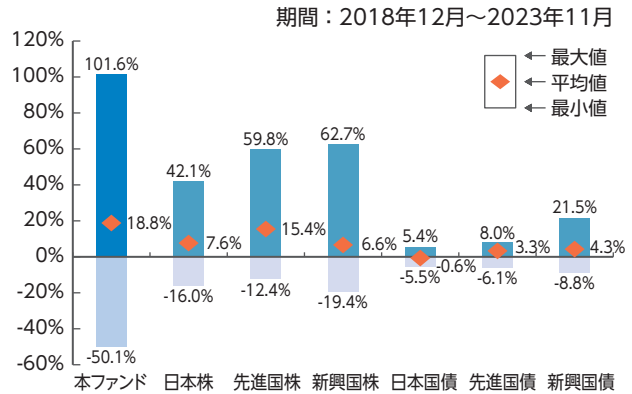
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 毎月決算コース

#### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



#### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

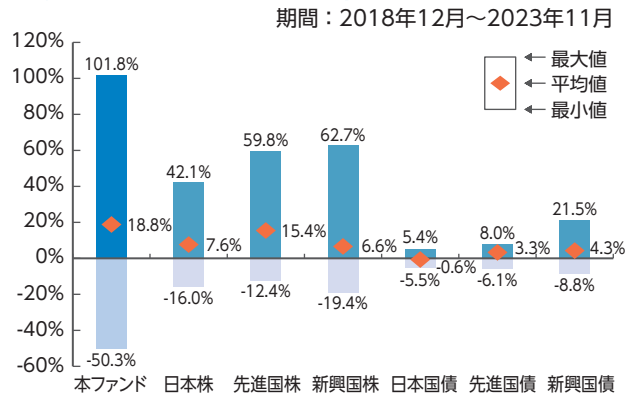


### 年2回決算コース

#### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



#### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

### ●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



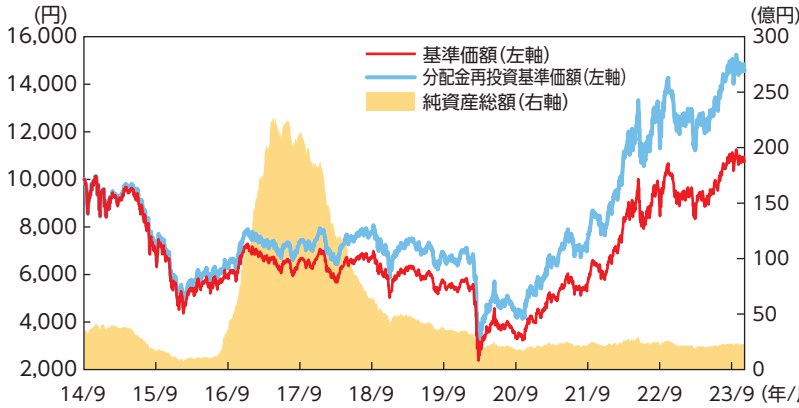
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年11月30日現在

毎月決算コース

基準価額・純資産の推移

2014年9月26日(設定日)～2023年11月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,748円
純資産総額	22.7億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.29%
3ヵ月	0.97%
6ヵ月	18.81%
1年	7.37%
3年	179.00%
5年	105.19%
設定来	45.75%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	22/12/12	23/1/11	23/2/13	23/3/13	23/4/11	23/5/11	23/6/12	23/7/11	23/8/14	23/9/11	23/10/11	23/11/13	直近1年累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	120円	1,870円

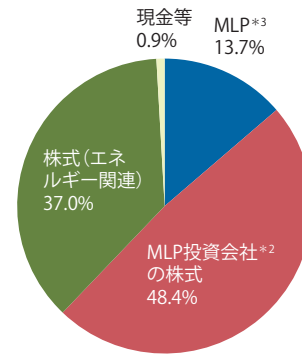
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

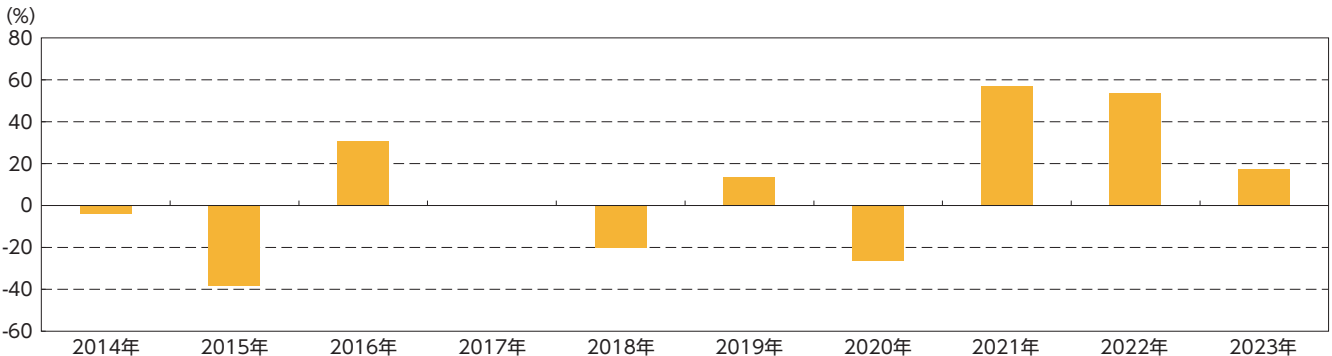
	銘柄名	国	資産クラス	事業*4	比率
1	エクソンモービル	米国	株式	総合	8.9%
2	シェブロン	米国	株式	総合	8.7%
3	プレインズGPホールディングス	米国	MLP投資会社*2	川中事業	7.5%
4	タルガ・リソーシズ	米国	MLP投資会社*2	川中事業	5.2%
5	JPモルガン・アレリアン指数ETN	米国	MLP	川中事業	5.1%
6	アレリアン MLP ETF	米国	MLP	川中事業	5.1%
7	シェニール・エナジー	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.4%
8	ウィリアムズ・カンパニーズ	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.4%
9	エンリンク・ミッドストリーム	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.2%
10	ワンオク	米国	MLP投資会社*2	川中事業	3.7%

資産クラス別比率\*1



- \*1 比率はマザーファンドの対純資産総額比です。
- \*2 GPを所有する企業、および本ファンドにおける投資開始時点でGPを所有していた企業を言います。
- \*3 MLPにはETF(上場投資信託)、ETN(上場投資証券)等を含みます。
- \*4 事業分類は運用チームの分類を用いています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。
- 2014年は設定日(9月26日)から年末まで、2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

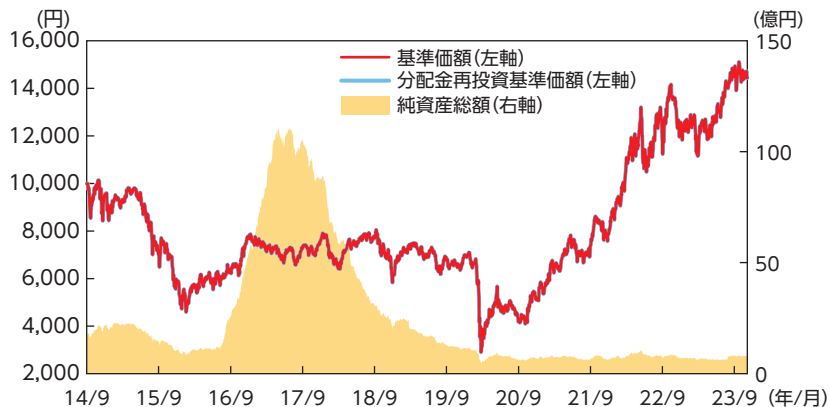
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年11月30日現在

年2回決算コース

基準価額・純資産の推移

2014年9月26日(設定日)～2023年11月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	14,447円
純資産総額	7.9億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.28%
3ヵ月	0.94%
6ヵ月	18.69%
1年	7.20%
3年	179.01%
5年	104.11%
設定来	44.47%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	21/11/11	22/5/11	22/11/11	23/5/11	23/11/13	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

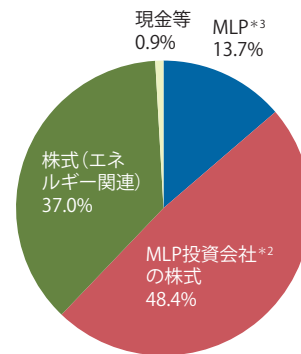
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

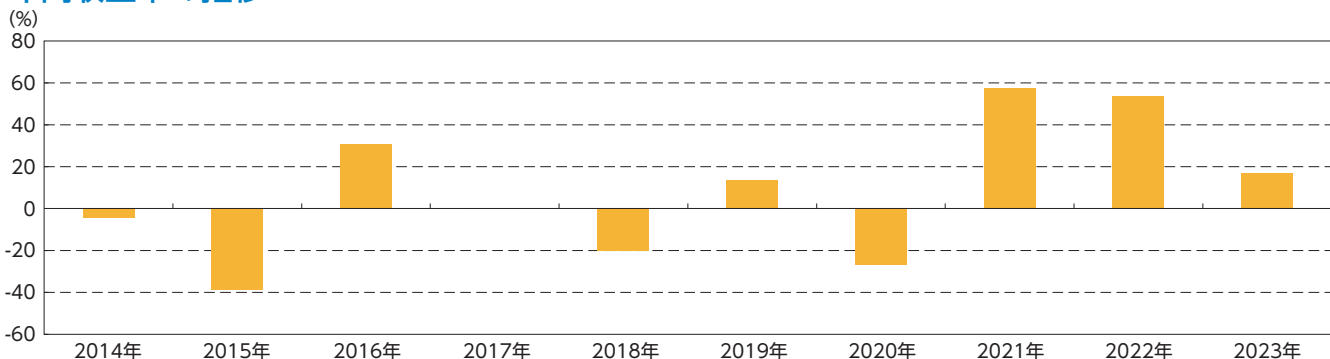
	銘柄名	国	資産クラス	事業*4	比率
1	エクソンモービル	米国	株式	総合	8.9%
2	シェブロン	米国	株式	総合	8.8%
3	プレインズGPホールディングス	米国	MLP投資会社*2	川中事業	7.6%
4	タルガ・リソーシズ	米国	MLP投資会社*2	川中事業	5.2%
5	JPモルガン・アレリアン指数ETN	米国	MLP	川中事業	5.1%
6	アレリアン MLP ETF	米国	MLP	川中事業	5.1%
7	シェニエール・エナジー	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.4%
8	ウィリアムズ・カンパニーズ	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.4%
9	エンロン・ミッドストリーム	米国	MLP投資会社*2	川中事業	4.3%
10	ワンオク	米国	MLP投資会社*2	川中事業	3.7%

資産クラス別比率\*1







- \*1 比率はマザーファンドの対純資産総額比です。
- \*2 GPを所有する企業、および本ファンドにおける投資開始時点でGPを所有していた企業を言います。
- \*3 MLPにはETF(上場投資信託)、ETN(上場投資証券)等を含みます。
- \*4 事業分類は運用チームの分類を用いています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日以前の年間収益率について記載していません。
- 2014年は設定日(9月26日)から年末まで、2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額 ※繰上償還することとなった場合、換金のお申込みは2024年4月16日までとします。
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込 について	購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
	購入の申込期間	2024年2月10日から2024年8月9日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) ※繰上償還することとなった場合、購入のお申込みは2024年4月16日までとします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	原則として無期限(設定日：2014年9月26日) ※繰上償還することとなった場合、信託期間は2024年4月24日までとします。
	繰上償還	各コースについて受益権の総口数が30億口を下回る場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎月決算コース：毎月11日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年2回決算コース：毎年5月11日および11月11日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月決算コース：毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 年2回決算コース：年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	各コースについて6,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	スイッチング	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>3.85% (税抜3.5%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		純資産総額に対して	<b>年率1.903% (税抜1.73%)</b>
毎日	運用管理費用 (信託報酬)  信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	内訳	
		支払先の配分および役務の内容	
		委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等 年率0.935% (税抜0.85%)
販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 年率0.935% (税抜0.85%)		
受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等 年率0.033% (税抜0.03%)		
	信託事務費用	※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。	
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



### 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2024年2月9日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。







